

新しい法律のご案内

債権回収に有効な方法 —「動産・債権譲渡の登記」と「動産売買の先取特権」—	… 1 頁
サラ金の規制が強化されました	… 2 頁
自転車を運転するときの法律	… 3 頁
交通事故被害者の救済につながる最高裁判決を獲得	… 4 頁
事務局から	… 5 頁

債権回収に有効な方法

—「動産・債権譲渡の登記」と「動産売買の先取特権」—



弁護士
松森 彬

売掛金や在庫商品を対象にした「動産・債権譲渡の登記」という担保の制度ができます。また、「動産売買の先取特権」は、転売債権が未回収のときに有効な債権回収の方法です。

1 債権を確実に回収する方策

売買代金、工事代金、貸付金などが支払われないとき、弁護士は委任を受けますと、まず内容証明郵便を出して督促します。それでも支払がないときは訴訟を起こします。財産が散逸するおそれがあるときは相手方の預金や売掛金などの仮差押をして保全することもあります。しかし、判決で権利が認められても、財産がなければ実際の回収はできません。

そこで、予め相手方の不動産や機械に**担保**を設定したり、**保証人**を出させたりすることが行われます。しかし、不動産には銀行が先に抵当権を付けていて他にこれといった財産がなく、適当な保証人がいないことも少なくありません。そのような会社でも、営業を続いている限り、売掛金や在庫商品はありますので、**売掛金や在庫商品**を担保に取っておくことが有効です。

2 「動産・債権譲渡の登記制度」

—継続的な売買取引などに有効

売掛金などの債権や在庫商品などの動産

を譲渡する方法は、以前から可能でしたが、手続や費用の面で使いにくいという指摘がありました。そこで、1998年(平成10年)に「動産・債権譲渡特例法」(2004年〔平成16年〕改正)ができ、相手方が会社など法人の場合に限ますが、売掛金や機械を譲り受けて、それを登記しておくという担保制度ができます。

ここでは、売買契約で代金が支払われない場合に、買主が転売先に対して持っている転売代金債権を売主が譲り受ける場合について説明します。

売買契約の売主(転売代金債権の譲受人)と買主(転売代金債権の譲渡人)が共同で法務局に登記を申請します。債務者、債権の種類、債権の発生期間などを登記します。将来発生する転売代金について譲渡することも可能です。転売代金の債務者(第三債務者)には、いざというときまで知らせず譲渡することができます。

3 「動産売買の先取特権」—劇的な効果

商品、材料などの動産を売った場合には、もう一つ有効な債権回収の方法があります。売った動産が買主の手元に残っている場合、あるいは転売の代金が未回収である場合は、売主はその動産あるいは転売代金債権を差し押さえて優先的に弁済を受けることができます。これは「動産売買の先取特権」と言います。

前項の債権譲渡のように事前に手続をしておく必要はありません。また、破産した場合でも、それとは関係なく回収できます。自社の納入した商品がどこにあるか、あるいは、誰に転売されたかがわかっている必要がありますが、転売代金が未回収であるときなどは劇的な効果が期待できます。

サラ金の規制が強化されました



弁護士
高橋 礼雄

多額の借金をして、家庭が崩壊してしまったり自殺に追い込まれたりする方が後を絶ちません。このような多重債務問題の解決のため、貸金業法等が改正され、平成22年6月18日に施行されました。

1 貸金業者に対する新たな規制

今回の改正は、貸金業者の貸付に対する規制を強化することにより、返済能力を超える借金を防ぐことを主な目的としています。重要なものは、①上限金利の引き下げと、②過剰貸付の抑制の2点です。

2 上限金利の引き下げ

貸付の際の金利は、上限の利率を超えた部分の利息を無効とする「利息制限法」と、上限の利率を超えて貸付をした場合に刑事罰を科す「出資法」の2つの法律により規制されています。

これまで、出資法の上限金利は29.2%とされ、利息制限法の上限金利は貸付額に応じて15~20%とされていました。その間の部分は、民事上は無効であるが刑事罰を受けない「グレーゾーン金利」になっていました。そして、貸金業者による「グレーゾーン金利」での貸付を有効にする制度がありました。

このような分かりにくい状態をなくし、深刻な多重債務問題を解決するために、法律が改正され、出資法の上限金利が20%に引き下がれ、また、「グレーゾーン金利」

での貸付を有効にする制度は撤廃されました。

3 過剰貸付の抑制

これまででは、貸付額に上限の定めはありませんでした。今回の改正により、借り手に年収の3分の1を超える借り入れがある場合は、貸金業者による新たな貸付が原則として禁止されます。例えば、年収300万円の人が借り入れをする場合、貸金業者からは100万円までしか借り入れることができません。その人が既に他の貸金業者から借り入れをしており、その残高が40万円である場合、追加で借り入れができるのは60万円までです。

また、新たな借り入れにより、一つの貸金業者からの借り入れが50万円以上となる場合や、複数の貸金業者からの借り入れ合計が100万円を超える場合には、源泉徴収票や確定申告書など、年収を証明する書類の提出が義務付けられることになりました。

なお、銀行や農協等の金融機関の貸付（例えば、住宅や自動車のローンなど）は、この規制の対象外です。また、事業資金を借り入れる場合も、この規制の対象外です。

4 ヤミ金は危険

今回の改正により、返済能力を超えた借金がなされるることは減るものと思われます。しかし、貸金業者からの借り入れが難しくなることにより、いわゆる「ヤミ金」から借り入れをしてしまう方が増える可能性が指摘されています。「ヤミ金」は、高金利で貸付をし、厳しい取立てがなされます。借金でお困りになられた場合は、各種金融機関、行政の窓口、弁護士などに相談されることをおすすめします。

自転車を運転するときの法律

弁護士
高橋礼雄

健康志向の高まりや環境への配慮から、自転車を利用する方が増えています。しかし、自転車も、人をケガさせことがある危険な乗り物です。そのため、自転車の運転にも法律上の規制があります。

1 自転車を運転する際の交通規制

(1) 自転車も車両（軽車両）です

自転車は、道路交通法で「車両」（軽車両）とされています。そのため、自転車を運転する際には、軽車両について特別の定めがされている場合を除き、車両として交通規制を受けることになります。また、交通規制に違反すると、刑事罰が科される場合があります。

(2) 通行方法に関する交通規制

一車道通行が原則

自転車は、原則として、歩道又は路側帯と車道の区分のある道路では車道を通行しなければなりません。また、車道を通行する際は、車道の左側に寄って通行する必要があります。

歩道の通行は、以下の3つの場合に例外的に認められます。①道路標識等により自転車が歩道を通行できるとされている場合、②運転者が児童・幼児、70歳以上であるなど、車道の走行が危険と認められる場合、③駐車車両などにより車道を安全に走行できない場合です。そして、自転車は、歩道の中央から車道よりの部分を徐行して走行しなければならず、また、歩行者の進行を妨げるようなときは一時停止しなければならないとされています。

(3) その他の交通規制

①自動車と同様の規制があります

自転車も、酒気帯び運転、酒酔い運転は禁止です。夜間はライトをつけなければなりません。また、車両の駐停車が禁止されているところでは、軽車両を除く旨の表示がなければ、自転車も駐停車が禁止されます。

②自転車だけに特別の規制があります

二人乗りは原則として禁止です。二台が並んで走る並進は、並進可の標識がある場所以外では禁止です。また、多くの場合、条例等で、傘差し運転や、運転中の携帯電話の使用が禁止されています。

2 自転車で事故を起こした場合

(1) 自動車の場合と同様の責任があります

自転車で事故を起こした場合、負傷者の救護義務と、警察への報告義務があります。また、被害者がケガをしたり亡くなったりすると、重過失致死傷罪または業務上過失致死傷罪に問われることがあります。

被害者に損害が発生した場合は損害賠償の義務があります。自転車でも賠償額を数千万円とする判決が多数出ています。

そして、交通規制に違反して事故を起こした場合は、過失が大きいと判断されます。歩道上の事故については、原則として歩行者に過失はないと判断される傾向があります。

(2) 自賠責保険の適用はありません

自賠責保険は自動車を対象とする制度で、自転車には自賠責保険がありません。できれば、個人賠償責任保険や、自転車総合保険等の保険に加入しておいた方がよいと思われます。

交通事故被害者の救済につながる最高裁判決を獲得



弁護士
高江俊名

1 任意保険の加入率は?

交通事故の賠償保険には、自賠責保険と任意保険の二種類があることは一般によく知られていることだと思います。

このうち自賠責保険は、強制加入の保険ですので、基本的に全ての車両に付されていますが、任意保険のほうの加入率は、統計によれば、自動車の場合で8割程度、バイクの場合は4割程度にとどまっているのが実情のようです。そのため、私たち弁護士が交通事故の被害者の方から相談を受けるケースでも、相手の加害者が任意保険に加入していないということは、少なくありません。

2 自賠責保険の不合理な扱い

加害者が任意保険に加入していない場合は、たいてい、加害者本人も経済的に余裕がありませんので、自賠責保険からどれだけ賠償を受けられるか、ということが問題になりますが、自賠責保険では、従来、被害者の治療費の賠償に関して、不合理な扱いが行われていました。

具体的に説明しますと、被害者が健康保険を使って治療を受けた場合、健康保険から支払われた治療費分についても、健康保険組合から自賠責保険に対して請求されるのですが、自賠責保険には限度額があり、治療費や休業補

償などの損害については120万円が限度額となっています。そのため、例えば治療費が全部で150万円かかり、被害者の自己負担分が1割の15万円であったとすると、健康保険から支払われた治療費135万円について、自賠責保険が健康保険組合に先に支払をしてしまえば、被害者は、自己負担した治療費や休業補償などについて、自賠責保険から一切賠償を受けられないことになってしまいます。にもかかわらず、これまで、自賠責保険は、先に請求をしてきたほうに支払をするという、いわば「早い者勝ち」の扱いをしていました。それで被害者が救済を受けられなくとも仕方がない、ということになっていたのです。

3 最高裁で勝訴判決

私は、私自身が受任したケースでそのような不合理な扱いを経験し、それはおかしいと考えて、自賠責保険を相手に訴訟をしました。

その結果、自賠責保険の扱いは不当であることが地方裁判所及び高等裁判所で認められ、最高裁判所も、平成20年2月19日の判決で、被害者は健康保険組合の回収に優先して自賠責保険から損害賠償金を受け取ることができるという判決を出しました。

この最高裁判決は、自賠責保険でこれまで長年にわたって当たり前のように行われてきた実務を改めるものとなりました。交通事故の被害者の方の救済につながるもので、意義のある判決です。

事務局から

ご挨拶を兼ねてそれぞれの近況を書きました。
なお、大浜と田村は、法律事務所職員を対象にした日弁連の「事務職員能力認定試験」
に合格しました。若い弓場は目下、研修を受けています。
今後ともよろしくお願ひします。



事務所の植物

大浜 愛子

ポトス、パキラ、胡蝶蘭、ポインセチアなど当事務所の植物たち。その中でも観葉植物は、私が働き始めた時から既にあったものも多く、ほとんどが事務所開設時に頂戴したお祝いだと聞きました。私にとっては事務局の先輩です。お世話といえば、毎週の水やりと液体肥料くらいですが、皆さん青々としていて元気です。胡蝶蘭は、花が散った後の管理が難しく、枯らさないようにするのがやっとですが、今年は数年前にお客様から頂いた胡蝶蘭の鉢に10個ほどの蕾がつき、きれいな白い花が咲きました(写真)。植物の育て方等の技術的なことはわかりませんが、植物も人の話が分かると聞きます。きっと事務所に来られるお客様のお話にもじっと耳を傾けているのでは…。そんなことを思いながら、水やりの時には、私も先輩に話しかけております。



私の趣味

田村まゆか

안녕하세요? ドラマがきっかけで韓国語を勉強し始めて6年目となりました。旅行には何度も出かけ、今では不自由なく会話ができるようになりました。韓国語では「食口」という言葉が家族を意味します。日本語同様、家族という言葉もありますが、「食口」と言われると、とても温かい気持ちになりますね。

また、合唱団で歌を歌い続けて15年目となりました。来春の演奏会では、ドイツ・レクイエム(ブラームス作曲)を歌います。この曲は、戦後50周年の時に歌って以来、私自身のお葬式にはこの曲を使う!と決めています。ルターの宗教改革がなければ、この曲が作曲されたかはわかりません。時代を超え、国境を越えて再び歌う機会に恵まれた今、当時、気づくことの無かった歌詞の重みを感じます。「悲しむ者は幸いである」…。



初めての船体験

弓場 梓

働き始めて3年以上になり、今では中之島の地名なども覚えていますが、それまでは全くご縁がない土地でした。そんな私もこの地に親しむようになり、9月には船のクルーズに参加しました。クルーズといっても、大阪の川をめぐる2時間程度のコースです。堂島川から中之島の東端を越え、東横堀川に入ります。上に高速道路が走るこの川を抜け、賑やかな道頓堀を過ぎ、JR難波駅の近くに到着します。涼しい風と水の音が心地よく、また地上から見るのとは違う大阪の姿が新鮮で、とても良い気分で船を下りました。この初めての船乗り体験によって、今更ですが水辺に興味が湧き、この前はわざわざ大津にまで足をのばしました。もちろん琵琶湖のミシガンに乗るためです。今頃になって川や海の魅力にはまっている今日この頃です。

事務所案内

業務のご案内

●業務時間【平日】午前9時15分～午後5時30分
【第1・3土曜】午前9時15分～午後0時30分

●相談は予約制になっております。事前にお電話をお願いいたします。

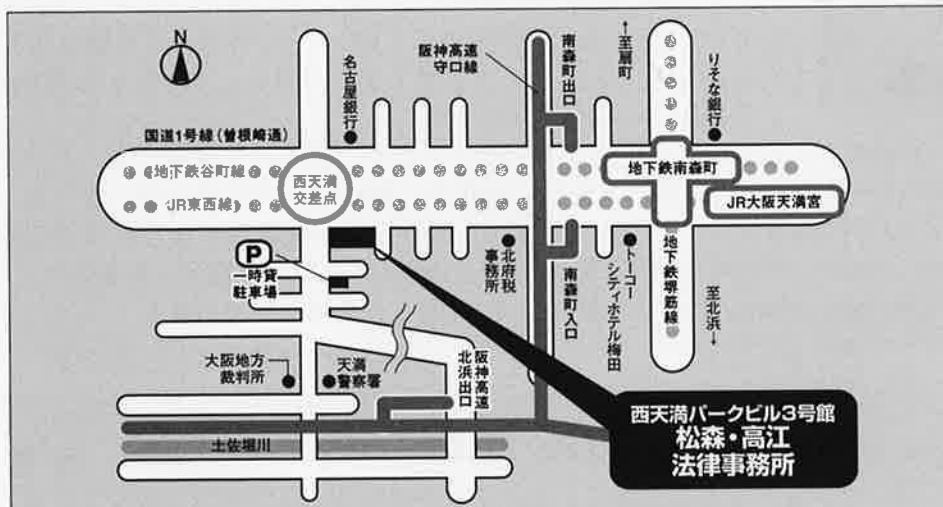
●初回相談料…30分 5,250円

事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館4階

地下鉄堺筋線・谷町線「南森町」駅②番出口を出て国道1号線を左(西)へ5分

TEL (06) 6364-5010 · FAX (06) 6364-2372



ホームページもご覧ください
URL <http://www.mt-law.jp/>

松森・高江法律事務所

【弁護士】
松森 彰・高江俊名・高橋礼雄